

# 深川市農業委員会総会議事録

## ( 第 1 1 回 )

令和2年2月25日

開会 1 1 時 0 0 分

閉会 1 1 時 3 0 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	藤原政行	○	
2	山田正信	○	
3	渡辺博徳	○	
4	小倉孝一	○	
5	五十川弘之	○	
6	荒井政明	○	
7	鈴木陽志	○	
8	清水正勝	○	
9	野中和弘	○	
10	金谷道宏	○	
11	青木実	○	
12	山川功	○	
13	星野サチ子	○	
14	清水義博	○	
15	坂谷内智之	○	
16	安村一稔	○	
17	岡田徹	○	
18	伊藤裕美	○	
19	中川幸生	○	
20	赤澤晃光	○	
21	池田斉	○	
22	大川広志	○	
23	塩尻総徳	○	
24	安藤順三	○	
25	野上晃	○	
26	菊入等	○	
27	曾我部透	○	

## 第11回深川市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年2月25日(火) 11時00分
- 2 開催場所 市役所大会議室
- 3 出席委員 藤原 政行委員 外26名
- 4 説明員 矢櫃局長・古村主幹・畑山主査・河崎主任・田所主事
- 5 書記 田所主事

矢櫃局長

開会宣言(11時00分)

只今から、令和元年度第11回深川市農業委員会総会を、開催致します。それでは、会長よりご挨拶を頂きまして総会を始めさせていただきます。

菊入会長

2月に入りまして、農作業が始まった方もいると思いますが、総会に参加して頂きありがとうございます。先日、北海道農業・農村確立連絡会議が開催され、北海道知事を筆頭に市長会・町村会・経済連合会・農協関係団体・農業会議などが参加し、北海道の農業に関して協議されております。その中で今年3月に策定される国の新たな基本計画に対して、政策提案を提出したという報告があり、今後どのようなようになるのか注目しているところでございます。深川市では今月、新年度予算の記者発表があり、非農用地利活用事業の予算につきまして、全額とはいきませんでした。ある一定の予算はつけて頂けたと考えているところであります。それでは総会に入ります。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。

11番 青木委員、12番 山川委員を指名します。

菊入会長

続いて、日程第2(1)農業行政報告を局長より報告します。

矢櫃局長

令和元年度第11回深川市農業委員会総会開会に当たり、農業行政報告をさせていただきます。令和元年度農地・農事相談会について、申し上げます。この相談会は、例年、農民特別委員会委員を中心に、事務局職員との相談業務とともに、北海道農業会議からのご協力も得ながら農業者年金加入者の方々に年金制度及び年金受給の為の手続き方法や、農地の取得、賃貸など幅広く農業経営全般に関する相談に応じる機会とすることを趣旨として開催しているものです。本年度は去る2月3日、デ・アイ研修室にて、北海道農業会議の野沢信義農業者年金相談指導員にもお越し頂き開催し、今回は、年金関係相談を主とした方が16件、農地関係相談を主とした方が10件、計26件の相談があったところです。以上、農業行政の一端を申し上げ、農業行政報告とさせていただきます。

菊入会長

次に(2)農業委員会業務報告を局長より報告します。

矢櫃局長

それでは私から、1月24日の総会以降、本日の総会前までの主な業務について、ご配付の業務報告書に基づき、報告させていただきます。1月24日、第10回深川市農業委員会総会をこの場にて開催をし、総会終了後、日の出会館にて市長を始めとするご来賓の方々をお招きし、農業委員連絡会主催による農業委員会新年交礼会を開催したところでございます。27日、深川市農業対策協議会の監事である会長職務代理者がラ・カンパーニュホテル深川にて監査を行い、その後、同会場において、その総会が開催され、会長が副本部長として出席し、会長職務代理者と私も出席しております。その後、同会場にて、深川市農民協議会主催による農業フォーラム2020が開催され、会長、会長職務代理者、委員10名と私が出席しております。30日、農地転用許可制度及び農業振興地域制度に係る国と地方の協議の場が、札幌市にて開催され、河崎主任が出席しております。2月に入りまして3日、先程、農業行政報告の中でご報告をさせていただきました農地・農事相談会を開催しております。4日、北海道農業会議主催によるブロック別農地業務担当職員研修会が札幌市で開催され、河崎主任が参加しております。同

	<p>日、北空知農業後継者育成支援協議会主催による北育ち元気塾閉講式が、きたそらち農協本所にて開催され私が出席しております。5日、空知農業委員会連合会役員会が開催され、会長が当連合会の会長として出席し、当連合会事務局である私と主幹も同席しております。17日、第2期深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）に対し、深川市議会として第4回地方創生特別委員会が議場で開催され、私と主幹が出席しております。なお、当委員会に対する質疑はありませんでした。19日、農政特別委員会を開催しております。20日、北海道農業会議第10回常設審議委員会が札幌市にて開催され会長が委員として出席しております。21日、深川市農業センター試験成績検討会が、この場で開催され、会長と私が出席しております。同日、認定農業者制度改正に係るブロック別説明会が札幌市で開催され、田所主事が参加しております。本日、総会前に、農地特別委員会を開催しております。以上、農業委員会の主な業務についてご説明申し上げまして、業務報告とさせていただきます。</p>
菊入会長	<p>日程第3、委員会報告に入ります。</p>
小倉委員長	<p>(1) 農政特別委員会開催結果報告を小倉委員長より報告願います。</p>
菊入会長	<p>(資料に基づき説明)</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑はありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑なし、ということですので、農政特別委員会開催結果報告を承認します。</p>
池田委員長	<p>次に、(2) 農地特別委員会開催結果報告を池田委員長より報告願います。</p>
菊入会長	<p>(資料に基づき説明)</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑はありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑なし、ということですので、農地特別委員会開催結果報告を承認します。</p>
菊入会長	<p>次に、日程第4、報告に入ります。初めに、報告第1号 調整委員の指名について、事務局より説明願います。</p>
畑山主査	<p>農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告致します。今月は40件で、番号1番から15番が賃貸に係るあっせん申し出、16番から40番が売買に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、1番から29番が令和2年2月3日、30番から40番が令和2年2月10日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なし、ということで報告第1号を承認します。</p>
河崎主任	<p>続いて、報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より説明願います。</p>
河崎主任	<p>平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧法施行規則第26条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出致しましたのでご報告致します。今月は1件で、旧法分となっております。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なし、ということで報告第2号を承認します。</p>
菊入会長	<p>次に、報告第3号 現況証明書の交付について、事務局より説明願います。</p>

河崎主任	<p>記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認の上、交付をしましたのでご報告致します。今月は1件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更の為です。番号1番は、令和元年5月8日付で農地法第5条の転用許可を受けており、農業委員会内規2-(1)-アの法4条・法5条の許可があり、転用目的等が完了している場合に基づき、会長専決により、宅地として交付しております。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なし、ということで報告第3号を承認します。</p>
菊入会長	<p>次に、日程第5、議案に入ります。</p> <p>初めに、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
畑山主査	<p>記載の方々から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願い致します。今月は15件で、番号1番、2番、3番、6番、7番は借主の経営縮小の為の解約、番号4番、5番、9番は貸主が売買する為の解約、番号8番は、借主の経営合理化の為の解約、番号10番から15番は貸主が貸付地を公社に売り渡す前提での解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については1番から9番が令和2年2月3日、10番から15番が令和2年2月10日です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号、10番で坂谷内委員の議事参与を制限致します。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで、議案第1号は原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
河崎主任	<p>記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利移転に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願い致します。今月は1件で、申請地及び申請人名・申請理由・譲受人の経営概況等については記載のとおりです。番号1番は、譲渡人が所有する農地を農業経営主である息子に贈与する世帯内での権利移転の申請であります。以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告頂いており、農地法第3条第2項各号に該当しない為許可要件を満たしております。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで、議案第2号は原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議の要請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
河崎主任	<p>農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により所有権移転に係るあっせん申出があったものの内、同法16条第1項による買入協議が必要と認められたものにつき、深川市長に要請する為ご審議をお願い致します。今月は11件で、買入協議が必要な理由は買入希望者が資金調達等の理由により速やかな買入が不可能な為です。この11件につきましては、来月の農業委員会総会におきまして北海道農業公社が買い入れる予定になっております。買入協議に係</p>

	<p>る農用地、あつせん申出者の氏名、申出年月日等につきましては記載のとおりです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。      (「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。      (「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで、議案第3号は原案のとおり決定します。      次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。</p>
畑山主査	<p>農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、記載の方々に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請する為、ご審議をお願い致します。今月は38件で、番号1番から15番までが賃貸借の案件、16番から38番までが売買の案件です。番号1番、2番、6番、9番、13番、15番は、契約期間満了により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は1番、2番は5年間、6番、9番、13番は3年間、15番は10年間です。番号3番、11番は、合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は3番は5年間、11番は3年間です。番号4番、番号5は、契約期間満了により返還された農地と併せて残地を、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は5年間です。番号7番は、出し手が老齢により経営縮小する為、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は3年間です。番号8番は、出し手の労働力不足により経営縮小する為、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は3年間です。番号10番は、出し手が耕作不能の為、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は5年間です。番号12番、番号14番は、出し手が老齢により経営移譲する為、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は12番は3年間、14番は10年間です。16番以降は売買の案件です。番号16番は、契約期間満了により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はL資金です。番号17番は、契約期間満了により返還された農地と併せて残地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。番号18番は、残地処分の為、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。番号19番は、出し手が耕作不能の為、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。番号20番、30番、32番は、貸付地をそのまま受け手に売買するもので、資金対応は20番は自己資金、30番、32番はL資金です。番号21番は、貸付地と併せて残地を受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。番号22番、24番、27番、31番は、合意解約により返還された農地と併せて残地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はいずれもL資金です。番号23番は、合意解約及び契約期間満了により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はL資金です。番号25番、26番、29番は、出し手が老齢により経営移譲する為、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はいずれもL資金です。番号28番は、合意解約により返還された農地を経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はL資金です。番号33番から38番は農地売買等支援事業の買い入れです。出し手理由と致しましては、番号33番、34番は出し手が老齢により経営移譲する為農地を処分するものです。番号35番、36番、37番は返還された農地を処分するもので、その内35番は併せて残地も処分するものです。番号38番は、労働力不足により経営移譲する為、農地を処分するもので、これらはいずれも先月の総会において買入協議の要請をしたものです。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっており、これらの内容は全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号、24番及び25番、30番ないし32番で坂谷内委員の議事参与を制限致します。質疑を受けます。</p>

菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なし、ということで、議案第4号は原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
河崎主任	<p>記載の方より農地法第4条の規定による農地転用の許可申請書の提出がありましたので、意見を添え送付の為審議をお願い致します。今月は2件で、許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。番号1番の申請地は、農振農用地区域内にありますが、用途区分変更手続き中です。申請理由としては、農業用施設及び資材置場、駐車場を設置するもので、農地法第4条第6項ただし書きにより農用地区域内農地を農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合に該当し、転用止むを得ないとするものです。番号2番の申請理由は、農家住宅等を建築しようとするもので、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途が定められた地域であり、運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)より、3種農地に該当し、転用許可相当と認められるものでございます。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なし、ということで、議案第5号は原案のとおり決定します。</p> <p>以上で、議事は全て終わりましたので、農業委員会総会を終了します。</p>
<p>(総会終了 11時30分)</p>	